

令和7年度 事業承継連携支援強化に係る実証事業 企画提案募集要項

この要項は、事業承継連携支援強化に係る実証事業の業務委託予定事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 業務の目的

本事業では、独自の事業承継支援体制づくりに取り組む市町と連携し、誰にも相談できずに行動が潜在化しがちな中小企業・小規模事業者を相談会等に誘導、具体的な支援に繋げる一貫したサポート体制構築に関する実証事業を実施する。得られた成功事例をもとに、ネットワーク構成機関の相互協力による効果的な支援方法を確立し、市町単位での自律的な支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 事業承継連携支援強化に係る実証事業業務委託
- (2) 事業主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事
- (4) 採用方式 公募での企画提案方式
- (5) 業務内容 別添「事業承継連携支援強化に係る実証事業業務委託仕様書」のとおり
- (6) 契約期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (7) 契約価格の限度額 8,000,000 円（消費税及び地方消費税は10%で計算すること）

3 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

(1) 日程

ホームページによる公告開始	令和7年5月16日（金）
質問票の提出期限	令和7年5月20日（火）15時
質問票の回答	令和7年5月22日（木）
企画提案書の提出期限	令和7年5月29日（木）15時
審査会	令和7年6月9日（月）
審査結果の通知	令和7年6月11日（水）

※応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 企画提案募集要項等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問書（様式1）を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限 令和7年5月20日（火）15時まで

イ 提出先 執行部署（keieishien@pref.shizuoka.lg.jp）

ウ 提出方法 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと）

エ 回答

質問期限終了後に一括して静岡県経済産業部商工業局経営支援課ホームページへの掲載により回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類等を提出すること。

- ① 応募申込書（様式2）
- ② 企画提案書（様式3）
- ③ 企画提案応募に係る誓約書（様式4）
- ④ 見積書（任意様式）
- ⑤ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ⑥ 会社概要（パンフレット等）
- ⑦ 直近2期分の決算書
- ⑧ パートナリシップ構築宣言書（写し）※該当する場合のみ提出

(4) 企画提案に際しての注意事項

提出期限	令和7年5月29日（木）15時（必着）
提出提出先	執行部署
提出方法・部数	書類①～⑤ 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと） 書類①～⑧全て 持参又は郵送 うち、①～⑤ 正本1部、副本6部 ⑥～⑧ 正本1部
見積書に係る 留意事項	・見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 ・委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費（企画・運営費、旅費、通信運搬費、消耗品費、使用料、役務費、資料作成費等）とすること。 ・以下の事業費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。 - ア 備品等財産取得に関する経費 - イ 提案者の業務と区別できない経費 - ウ 本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費 - エ 各種事業の参加者に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
失格	以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。 ・委託限度額を超えた場合 ・提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合 ・選定委員会に欠席又は遅れた場合 ・不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合 ・評価の公平性を害する行為があった場合 ・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合
著作権、特許権 等に係る責任	提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。
返却等	・提出された応募書類の差替、再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、提出期限後においても、県からの指摘による事項に限り、提案書に記載された内容の変更を認める ・提出された応募書類は返却しない。
費用負担	企画提案書の作成、提出、審査会への出席等企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。
その他	・応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（任意様式）を提出すること。 ・提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

5 審査

提出された企画提案書は、静岡県が別に定める選定委員会において、提出された企画

提案書及び提案書を提出した者（以下「提案者」という。）からの説明（プレゼンテーション）により、審査を行う。

日 時	令和7年6月9日（月）
実 施 方 法	オンライン（ZOOMを予定）
所 要 時 間	各提案者30分程度を予定 （プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度、入退室他5分）
そ の 他	・開始時間は、別途、電子メールにより各提案者に対して通知する。 ・審査は提案書により行い、別資料による説明は認めない。ただし、事前に静岡県のご理解を得た上で、審査前日までに資料を提出した場合は、この限りでない。

6 選定方法

以下の評価項目及び評価基準に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において、契約候補者を選定する。

その他、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

なお、提案者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を実施し、価点の高いものから5者以内を審査対象者として選定する。

また、選定結果は令和7年6月11日（水）までに、提案者全員に対して、電子メールにより通知する。

(1) 審査項目

評価項目		評価基準	配点
企 画 内 容	事 業 遂 行	実証事業として、実行力が期待できるか ・事業内容が、仕様に基づき、具体的に示されている ・ワークショップの内容について、独自の創意工夫がある ・個別事業者へのアプローチの内容について、相談会等への誘導に向けた独自の創意工夫がある ・静岡県の地域特性及び事業承継施策に対する理解がある	15
	成 果	実証事業として、実効性が期待できるか ・各事業内容の成果が高く期待できる ・県内他市町への横展開が見込めるような汎用性がある	10
	実 施 体 制	本事業の内容を理解し、遂行できる十分な体制を有するか ・本事業の遂行に必要な人員数を配置している ・関係者の役割が明確であり、連携した取組が期待できる ・実施スケジュールに妥当性がある	10
類似業務等の実績		過去の実績から、受託者として適当であるか ・事業承継支援施策における市町村単位の取組に係る調査事業、実証事業等の実績の有無 ・その他本事業の実施に資する事業の実績の有無	10
見積金額		費目ごとの内容や積算は適切であるか[事務局配点] ・必要経費が計上されており、積算が妥当か	5
合 計			50

(2) 加点項目

評価項目	評価基準	配点
そ の 他	パートナーシップ構築宣言企業※である	1

※サプライチェーン全体の共存共栄等の新たな連携や下請中小企業振興法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの

7 契約の締結

(1) 契約方法

選定された契約候補者は、県と別途協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。選定された提案内容については、契約書（案）及び要領（案）に反映する。その後、見積りを徴し、随意契約を行う。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すものとする。

また、契約に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 16 に基づき契約保証金の納付を求める。ただし、契約候補者が静岡県財務規則（昭和 39 年 3 月 21 日規則第 13 号）第 55 条第 2 項各号に該当する場合は、この限りではない。

(2) 委託業務費

委託業務費は精算払いとし、委託業務完了検査合格後、請求書の提出に基づき、県は委託費を受託者に支払う。

8 その他留意事項

- (1) 委託先として選定した事業者を公表する。
- (2) 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。
- (3) 本委託業務は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金が財源の一部に当てられていることから、国の会計検査の対象となる。
- (4) 委託業務期間中及び委託業務終了後に行われる検査及び監査により不適切な事項が判明した場合は、契約の締結決定が解除されたり、あるいは損害の賠償請求を受けたりすることがある。

9 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部商工業局経営支援課団体支援班

担当：馬淵（まぶち）

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号（静岡県庁東館 7 階）

電話：054-221-2807

E-mail：keieishien@pref.shizuoka.lg.jp